

令和4年度の改善評価事項に対する令和5年度の対応について

令和7年1月16日

金沢大学では、動物実験委員会において令和4年度の本学における動物実験等の実施状況などについて「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」（文部科学省告示第七十一号。）及び「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」（環境省告示第八十八号。）と適合しているかについて点検・評価を行いました。

その結果浮かび上がった主な課題とその改善の方針に対して、令和5年度において以下のとおり対応いたしました。

【Ⅰ. 規程及び体制等の整備状況】

4. 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制

→安全管理に注意を要する動物実験の実施体制が定められているが、一部に改善すべき点がある。

遺伝子組換え動物実験、感染動物実験、物理的・化学的に危険な動物実験、飼育環境の保全等の実施体制が定められており、実験動物計画申請の際に動物倫理委員会によって適切な審査がされているが、遺伝子組換え実験計画、感染実験計画を審査する倫理委員会などと動物倫理委員会とのデータの共有が不完全であるため、共有の体制を早期に整えるべきである。動物実験計画、遺伝子組換え実験計画、感染実験計画の申請全てを行えるWEBシステムを導入して、それぞれの計画書を関連付け、データを共有できるようにする。令和5年度内にシステムを導入し、令和6年度より運用予定である。

【点検評価を受けてとった対応】

動物実験計画については、令和5年3月からWeb申請審査システムにて一部運用を始めており、令和6年度内に完全に移行する予定である。遺伝子組換え実験計画についても令和6年度内に運用開始する予定であり、動物実験計画、遺伝子組換え実験計画、感染実験計画の計画書を関連付け、データを共有できるようにする予定である。

【Ⅱ. 実施状況】

2. 動物実験の実施状況

→概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。

例年通り順調に審査は実施されたが、1割程度の手続きに遅れが見られる。

動物実験継続確認書及び実施報告書の提出遅延者については、「動物実験計画の申請及び実施結果の報告要領」に基づき、部局への通知及び部局長、委員会から実験責任者への指導により、適切に対応している。今後は、これらの対応をさらに厳格に行っていく。

【点検評価を受けてとった対応】

動物実験継続確認書及び実施報告書の提出については、委員会より実験責任者及び実験担当者に対し、提出期限までに複数回にわたり提出期限について通知を行い、適切に対応している。今後も引き続き、これらの対応を継続して行っていく。